

## 第4期計画の主な拡充・改善点等

### (1) 法改正を踏まえた位置づけ

- ・生活困窮者の自立に対する支援  
生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進  
障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）

### (2) 担い手の人材確保

高齢者に関する地域包括ケアの推進をはじめ、地域福祉の推進と関連の深い分野で法令・制度の施行・改正が行われ、また、国が、地域共生社会を実現する必要があるとしていることを踏まえ、これまで以上に、地域福祉の担い手の人材確保に向けて掘り起こしや育成を進めることとします。

### (3) 見守り体制の充実・連携

人口減少社会の到来や生活困窮者への支援の必要性等を踏まえ、これまで以上に、孤立しがちな人に対する見守りや声かけが求められてきていることから、要支援者に係る情報を把握し、地域で適切に共有しながら支援につなげていけるよう、見守り体制の充実・連携を図ることとします。

### (4) 地域福祉支援員及び地域福祉館等による地域福祉ネットワークの充実

住民が地域の課題を主体的に解決できるよう、地域福祉支援員や地域福祉館長等による活動団体への助言等、担い手の確保に関する支援などを通じて地域福祉館の福祉推進の拠点性を高め、地域福祉ネットワークの充実を図ることとします。

### (5) 地域コミュニティ協議会等との連携

校区社会福祉協議会が、地域コミュニティ協議会に参画するコミュニティ組織やその他の団体などと連携し、それぞれが抱える課題の解決や社会資源の活用を図る取組を進めることとします。